

各 県 立 学 校 長 殿

保 健 体 育 課 長

学校の実態に即した実効性のある避難訓練の実施について（通知）

学校安全の推進につきましては、日頃から適切に取り組んでいただいているところです。県教育委員会では、これまでも火災・地震を想定した避難訓練の実施はもとより、各学校の立地条件等の実態に即した災害等を想定した実効性のより高い避難訓練の実施及び近年の児童生徒や学校を取り巻く様々な安全上の課題に対する適切な対応についてお願いしているところです。

避難訓練は、危機発生時に危機管理マニュアルに基づく教職員の役割等の確認を行うとともに、児童生徒が安全に避難できるよう、その実践的な態度や能力を養うことを目的として実施するものです。

ついでには、避難訓練等を計画するに当たり、避難訓練の目的が達成されるよう、昨年度実施した避難訓練の検証を通して明らかになった課題をもとに、訓練等の実施方法や危機管理マニュアルの見直しを行うとともに、下記の事項を参考に、具体的な取組がなされるようお願いします。

記

1 学校の実態に即した災害等を想定する際の視点例

学校の立地条件等の実態に応じて、どのような危険等があるのか、何から避難するのかについて、以下の災害等を想定して避難訓練を計画する。

- (1) 地震・火災…全ての学校
- (2) 津波災害…海や河口に近い学校（南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域等）
- (3) 風水害…全ての学校
- (4) 火山噴火…火山に近い、歴史上火山噴火の被害を受けた地域にある学校
- (5) 土砂災害…土砂災害危険箇所・警戒区域にある学校
- (6) 原子力災害…U P Z 圏内にある学校
- (7) 学校が避難所になったとき…避難所指定の学校
- (8) 新たな危機事象への対応…全ての学校（スマートフォンやSNSの普及に伴う犯罪被害、Jアラートへの対応等）

2 実効性を高めるための避難訓練に向けた対応

- (1) 授業中における発生のみを想定せず、休憩時間中や清掃時間中、部活動中など児童生徒が分散している場合も想定する。
- (2) 緊急地震速報(アラーム音等)を活用したり、放送設備が使用できない場合を想定したりする。
- (3) 登下校中、遠足等の校外での学習、修学旅行や集団宿泊学習等の際の宿舎にいるとき、乗り物に乗っているとき等の避難の仕方についても配慮する。
- (4) 災害等の発生時間や場所に変化をもたせる。
- (5) けが等により自力で避難ができない児童生徒がいる場合を想定する。
- (6) 児童生徒へ予告なしで行ったり、20 分程度の短時間の訓練を繰り返し行ったりする。
- (7) 警察や消防署等の関係機関と連携した訓練や近隣の学校等や地域と連携した合同訓練を行ったり、県や各市町村の広域避難訓練に参加したりする。
- (8) 学校外に避難場所がある場合の移動、一次避難場所から二次避難場所への移動も考慮した訓練を行う。また、引き渡しカード等による保護者引き渡し訓練を行う。

3 避難訓練を実施する際の留意点

- (1) 警察・消防署等の関係機関や鹿児島地方気象台等の専門機関に避難訓練の視察を依頼して、避難訓練実施後に評価を受け、避難経路・避難場所を含めた避難計画の検証を行い、危機管理マニュアルの見直し・改善に生かす。
- (2) 保護者や地域の安全ボランティア団体等に対し、年度当初に危機管理マニュアル等を配布して、学校の避難方法や避難場所等について事前に周知しておくとともに、緊急連絡体制を確立しておく。
- (3) 避難訓練実施後に、学校だより等を活用して、避難訓練の様子や今後の課題について保護者、地域住民等に周知する。

4 参考資料等

- ・ 学校における危機管理の手引

(平成 25 年 7 月鹿児島県教育委員会 令和 7 年 6 月追記)

- ・ 学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開

(平成 25 年 3 月 文部科学省)

- ・ 学校の危機管理マニュアル作成の手引

(平成 30 年 2 月 文部科学省)

- ・ 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン

(令和 3 年 5 月 文部科学省)

連絡先

学校体育安全係 担当：山下

電話 099-286-5314

E-mail : gakutai@pref.kagoshima.lg.jp

※ 本文書の分類基準表上の分類記号：「G-6-0(安全指導総括)」

鹿教保第 1217 号
令和 8 年 2 月 25 日
(保健体育課扱い)

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

学校の実態に即した実効性のある避難訓練の実施について（通知）

学校安全の推進につきましては、日頃から適切に取り組んでいただいているところです。県教育委員会では、これまでも火災・地震を想定した避難訓練の実施はもとより、各学校の立地条件等の実態に即した災害等を想定した実効性のより高い避難訓練の実施及び近年の児童生徒や学校を取り巻く様々な安全上の課題に対する適切な対応についてお願いしているところです。

避難訓練は、危機発生時に危機管理マニュアルに基づく教職員の役割等の確認を行うとともに、児童生徒等が安全に避難できるよう、その実践的な態度や能力を養うことを目的として実施するものです。

つきましては、貴管下の学校に対し、避難訓練等を計画するに当たり、避難訓練の目的が達成されるよう、昨年度実施した避難訓練の検証を通して明らかになった課題をもとに、訓練等の実施方法や危機管理マニュアルの見直しを行うとともに、下記の事項を参考に、具体的な取組がなされるよう御指導ください。

記

1 学校の実態に即した災害等を想定する際の視点例

学校の立地条件等の実態に応じて、どのような危険等があるのか、何から避難するのかについて、以下の災害等を想定して避難訓練を計画する。

- (1) 地震・火災…全ての学校
- (2) 津波災害…海や河口に近い学校（南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域等）
- (3) 風水害…全ての学校
- (4) 火山噴火…火山に近い、歴史上火山噴火の被害を受けた地域にある学校
- (5) 土砂災害…土砂災害危険箇所・警戒区域にある学校
- (6) 原子力災害…U P Z 圏内にある学校
- (7) 学校が避難所になったとき…避難所指定の学校
- (8) 新たな危機事象への対応…全ての学校（スマートフォンやSNSの普及に伴う犯罪被害、Jアラートへの対応等）

2 実効性を高めるための避難訓練に向けた対応

- (1) 授業中における発生のみを想定せず、休憩時間中や清掃時間中、部活動中など児童生徒が分散している場合も想定する。
- (2) 緊急地震速報(アラーム音等)を活用したり、放送設備が使用できない場合を想定したりする。
- (3) 登下校中、遠足等の校外での学習、修学旅行や集団宿泊学習等の際の宿舎にいるとき、乗り物に乗っているとき等の避難の仕方についても配慮する。
- (4) 災害等の発生時間や場所に変化をもたせる。
- (5) けが等により自力で避難ができない児童生徒がいる場合を想定する。
- (6) 児童生徒へ予告なしで行ったり、20 分程度の短時間の訓練を繰り返し行ったりする。
- (7) 警察や消防署等の関係機関と連携した訓練や近隣の学校等や地域と連携した合同訓練を行ったり、県や各市町村の広域避難訓練に参加したりする。
- (8) 学校外に避難場所がある場合の移動、一次避難場所から二次避難場所への移動も考慮した訓練を行う。また、引き渡しカード等による保護者引き渡し訓練を行う。

3 避難訓練を実施する際の留意点

- (1) 警察・消防署等の関係機関や鹿児島地方気象台等の専門機関に避難訓練の視察を依頼して、避難訓練実施後に評価を受け、避難経路・避難場所を含めた避難計画の検証を行い、危機管理マニュアルの見直し・改善に生かす。
- (2) 保護者や地域の安全ボランティア団体等に対し、年度当初に危機管理マニュアル等を配布して、学校の避難方法や避難場所等について事前に周知しておくとともに、緊急連絡体制を確立しておく。
- (3) 避難訓練実施後に、学校だより等を活用して、避難訓練の様子や今後の課題について保護者、地域住民等に周知する。

4 参考資料等

- ・ 学校における危機管理の手引

(平成 25 年 7 月鹿児島県教育委員会 令和 7 年 6 月追記)

- ・ 学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開

(平成 25 年 3 月 文部科学省)

- ・ 学校の危機管理マニュアル作成の手引

(平成 30 年 2 月 文部科学省)

- ・ 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン

(令和 3 年 5 月 文部科学省)

連絡先

保健体育課学校体育安全係 担当：山下

電話 099-286-5314

E-mail : gakutai@pref.kagoshima.lg.jp